

協働の取組推進担当次長 の地域への訪問について(案)

2024.1.10

市民交流部 きずなづくり室 市民協働推進課

現状

担当次長の役割・業務と取り組み状況

地域ごとのまちづくり計画を市民と行政が協働で推進していくため、令和3年度から室長級職員20名を「協働の取組推進担当次長」として、各まちづくり協議会に1人ずつ配置しています。

役割・業務その1:地域ごとのまちづくり計画の「具体的な取り組み」の内、市民と行政が協働で実施するために「対話」を進める取組について、地域と関係課へ、取組の実施や課題解決のための助言や支援を行います。

【取り組み状況】

令和3年度8回(4まち協)、令和4年度16回(7まち協)、令和5年度(10月1日時点)11回(5まち協)「対話」を実施。

役割・業務その2:まちづくり協議会が実施する、地域ごとのまちづくり計画の進捗管理を行うための会議へ出席し、具体的な取り組みの進捗状況について取組の実施や課題を解決する観点から助言や支援を行います。

【取り組み状況】

各まち協で概ね年に1～2回「進捗管理」のための会議を実施されており、担当次長も出席している。



地域によっては、担当次長と年に1～2回しか顔を合わせる機会がない場合がある。

現状

まち協・担当次長の声(仕組みアンケートより抜粋)

まち協

「担当次長は年に1回来てくれるが、1回では担当次長がどんな人かもわからないし、役割も分からない。」

「(進捗管理の場に)担当次長をお招きし説明する形をとっているが、これで(担当次長に)期待している機能を果たしているのか。」

担当
次長

「日頃から地域とのつながりが無い中で(課題解決のための)助言・支援を行うことは難しい。」

「協働の取組推進担当次長」の配置目的の明確化

1. 市全体の経営を考慮しながら政策判断を行う幹部職であり、行政経験が豊富な次長級職員を配置することで、地域課題の解決に向けて、課題の本質を捉えた客観的な視点での助言・支援を行うため。
2. 地域との対話を通して市民の生の声を聴くことで、市民ニーズや地域の現状を肌感覚で把握し、幹部職として市政運営や政策判断に反映していくため。

「協働の取組推進担当次長」の地域への訪問(案)

運営委員会、役員会、行事など、具体的にどのように地域へ訪問するかは、各まち協にご相談のうえ決めていきます。

【案】まちづくり協議会に概ね月1回程度訪問し、以下(1)～(3)に取り組みます。

- (1)まちづくり協議会の役員やその他活動者との交流を図り、「顔が見える」信頼関係の構築に努めます。**
- (2)地域ごとのまちづくり計画を推進するため、各まちづくり協議会で行われている取り組みについて、取組の実施や課題の解決のための助言や支援を行います。**
- (3)(2)について、必要に応じて地域と関係課との対話につなぎ、課題解決の促進を図ります。**

【参考】協働の取組推進担当次長の業務一覧

運営委員会、役員会、行事など、具体的にどのように地域へ訪問するかは、各まち協にご相談のうえ決めていきます。

1. まちづくり協議会に概ね月1回程度訪問し、以下(1)~(3)に取り組みます。

(1)まちづくり協議会の役員やその他活動者との交流を図り、「顔が見える」信頼関係の構築に努めます。

(2)地域ごとのまちづくり計画を推進するため、各まちづくり協議会で行われている取り組みについて、取組の実施や課題の解決のための助言や支援を行います。

(3)(2)について、必要に応じて地域と関係課との対話(下記2)につなぎ、課題解決の促進を図ります。

2. 地域ごとのまちづくり計画の「具体的な取り組み」の内、市民と行政が協働で実施するために「対話」を進める取組について、地域と関係課へ、取組の実施や課題解決のための助言や支援を行います。

3. まちづくり協議会が実施する、地域ごとのまちづくり計画の進捗管理を行うための会議へ出席し、具体的な取り組みの進捗状況について取組の実施や課題を解決する観点から助言や支援を行います。

今回の案

従前からの業務

スケジュール

時期	内容
令和5年12月26日、27日	担当次長との意見交換
令和6年1月10日	まちづくり協議会代表者交流会 意見交換



いただいたご意見を踏まえ内容について検討し、
令和6年度から運用開始(予定)